

2008年10月24日

新日本通信警備株式会社
代表取締役 笹田勝宣 殿

適格消費者団体 特定非営利活動法人
消費者支援機構関西 (KC's)
理事長 榎 彰 徳
【連絡先 (事務局)】担当：西島
〒540-6591 大阪市中央区大手前 1-7-31
OMM ビル 1 階 大阪府消費生活センター内
TEL 06-6945-0729 / FAX 06-6945-0730
E-mail : info@kc-s.or.jp
H P : http://www.kc-s.or.jp

ご 連 絡

当団体は、貴社に対し、2008年9月10日付にて「申入書」をお送りし、契約条項につき消費者契約法等に反し不当と思われる点の修正を求めました。

2008年9月10日付「申入書」のうち、「1 基本受託契約について」の「⑤ 第13条 (旧14条) について」、「⑥ 第14条 (旧15条) について」、「2 第1章 基本業務条件について」の「① 第13条について」、「② 第14条について」、「③ 第15条について」は、消費者契約法12条3項の差止請求としての性質を有しています。この申入に対する貴社のご回答を、来る2008年9月25日までに、書面にて当団体事務局まで送付いただきますようお願いしました。

これに対して、貴社からは、9月25日頃にお電話にて回答期限の9月25日までに回答することは難しく回答書の提出を1週間くらい延長したい旨のご連絡を頂きました。

しかしながら、3週間以上経過しました本日も、未だ回答を受領しておりません。ご連絡をいただくようお願いいたします。当団体としては、本件に関する当団体としての対応の検討を進めさせていただきますので、その旨ご了解ください。

もちろん、当団体は、貴社が当団体の申入等を機に何らかのご対応をされ、それについてご報告等を頂くこと、あるいは当団体と前向きなお話し合いの場を持っていただくこと等につきましては、何時の時点においてもこれを拒むものではございません。早期に消費者の利益に合致した貴社契約条項等の見直し改善が実現することこそが重要と考えておりますので、貴社にても今後とも前向きなご検討を進めていただきたいと思います。

また、既にご連絡しておりますとおり、「申入書」以後に貴社からお送りいただきました書面、及び当団体から貴社にお送りする書面は、全て当団体ホームページにて、原本のまま公開させていただきます。

以 上